

ブロック塀等の撤去・改善の補助金制度について

御前崎市では、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀の安全性を確保するため、ブロック塀の改善・撤去の事業を実施する方に対し、補助金を交付していますので、是非ご活用ください。

ブロック塀等撤去事業

補助額

当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長1mにつき8,900円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない金額の3分の2以内、かつ、一敷地につき10万円を限度額とします。

☆当該事業に要する経費＝ブロック塀の撤去に要する経費(工事費)

(一般の通行の用に供されていると認められている道路に面するブロック塀を撤去する場合に限ります。また、ブロック3段積み又はブロック塀の高さが地盤から高さ60cm以上のものが対象となります。)

ブロック塀等改善事業(生垣・フェンス等の安全な塀への改善)

補助額

当該事業に要する経費とブロック塀等を生垣・フェンス等の安全な塀に改善する延長1mにつき38,400円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない金額の3分の2以内、かつ、一敷地につき25万円を限度額とします。

☆当該事業に要する経費＝生垣・フェンス等へ改善に要する経費(工事費)

(一般の通行の用に供されていると認められている道路及び緊急輸送路及び避難路・避難地沿いに面するブロック塀を改善する場合に対象となります。)

改善事業の注意事項

※ 改善とは、ブロック塀を撤去後、生垣への造り替え及びフェンス等他の塀への転換することをいいます。

※ 改善で新たにブロックを積んでフェンスを施工する場合、ブロックの高さは、地盤から60cm未満かつブロック2段積み以下としてください。(申請時に設計図面を添付)

※ 避難路・避難地とは、御前崎市地域防災計画にて指定した箇所となります。

問合せ先:御前崎市 都市政策課 建築住宅係
電話番号:0537-29-8732